

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

たつの市は、子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

兵庫県たつの市長

公表日

令和5年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、児童の年齢や保護者の状況その他の事情を勘案し、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付認定、利用者負担額(保育料)等の決定を行う。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、マイナポータル申請管理システム、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
認定情報ファイル、利用者負担額等収納滞納ファイル、宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の94の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条第8号及び別表第二の116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2 情報提供 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	たつの市教育委員会事務局教育管理部幼児教育課
②所属長の役職名	幼児教育課長
6. 他の評価実施機関	
一	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	たつの市役所 総務部 デジタル戦略推進課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL (0791)64-3203(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	たつの市役所 教育委員会事務局 教育管理部 幼児教育課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL (0791)64-3222(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>]	[自己点検]	[内部監査] [外部監査]
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	たつの市 健康福祉部 児童福祉課	たつの市 こども未来部 子育て支援課	事後	機構改革に伴う変更
平成29年5月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	児童福祉課長 東元 千代子	子育て支援課長 東元 千代子	事後	機構改革に伴う変更
平成29年5月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	たつの市 健康福祉部 児童福祉課	たつの市 こども未来部 子育て支援課	事後	機構改革に伴う変更
平成29年5月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	平成27年11月30日時点	平成29年5月1日時点	事後	
平成29年5月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	平成27年11月30日時点	平成29年5月1日時点	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	たつの市 こども未来部 子育て支援課	たつの市 教育委員会事務局 教育管理部 幼児教育課	事後	機構改革に伴う変更
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 東元 千代子	幼児教育課長	事後	機構改革及び人事異動に伴う変更
平成30年6月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	たつの市 こども未来部 子育て支援課	たつの市 教育委員会事務局 教育管理部 幼児教育課	事後	機構改革に伴う変更
平成30年6月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年6月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	
令和1年5月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	平成30年5月1日時点	令和元年5月1日時点	事後	
令和1年5月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	平成30年5月1日時点	令和元年5月1日時点	事後	
令和1年5月20日	IVリスク対策	-	追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
令和2年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法(以下、法)に基づく、子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務である。行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)においては、別表第一項番94の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ○資料の提供等 (法第16条関連) ○支給認定の申請、変更、取消 (法第20条、第21条、第22条、第23条、第24条関連) ○都道府県による援助等 (法第25条関連) ○施設型給付費・特例施設型給付費及び地域型保育給付費・特例地域型保育給付費の支給における利用者負担決定のための世帯状況及び 所得の把握(法第27条3項、第28条、第29条3項、第30条関連) ○私立保育所に係る委託費の支払い、保育費用の徴収 (法附則第6条関連)	子ども・子育て支援法に基づき、児童の年齢や保護者の状況その他の事情を勘案し、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付認定、利用者負担額(保育料)等の決定を行う。		事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	子どものための教育・保育給付支給認定情報ファイル、子どものための教育・保育収納滞納ファイル、宛名ファイル	認定情報ファイル、利用者負担額等収納滞納ファイル、宛名ファイル	事後		
令和2年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項及び別表第一項番94	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の94の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条	事後		
令和2年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条第7号及び別表第二項番116 情報提供 なし	情報照会 番号法第19条第7号及び別表第二の116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び事務を定める命令 第59条の2 情報提供 なし	事後		
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和元年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後		
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和元年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条第7号及び別表第二の116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び事務を定める命令 第59条の2	情報照会 番号法第19条第8号及び別表第二の116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び事務を定める命令 第59条の2の2	事後	評価の再実施 番号法の改正等
令和3年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和2年5月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和2年5月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年10月1日	IVリスク対策 8. 監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	評価の再実施
令和4年9月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	たつの市 総務部 情報推進課	たつの市役所 総務部 デジタル戦略推進課	事後	組織改正に伴う部署名の変更
令和4年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和3年8月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	
令和4年9月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和3年8月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	
令和5年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		(追加) サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、マイナポータル申請管理システム、申請管理システム	事後	
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和4年8月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和4年8月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	